

# 令和6年度第3回幕別町地域公共交通活性化協議会議案

【書面開催】

## 1 議 事

### (1) 報告事項

報告第7号 令和6年度幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書の提出について

### (2) 協議事項

議案第4号 令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者のコミュニティバス運賃後納及び休日運行の実施について

議案第5号 令和7年度幕別町地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助）に係る計画の変更について

## 【配付資料】

資料1 令和6年度幕別町地域公共交通活性化協議会委員名簿（裏面）

資料2 令和6年度幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

資料3 令和7年度幕別町地域公共計画変更届出書（案）

報告第7号 令和6年度幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書  
の提出について

資料2のとおり。

【説明】

令和6年4月の幕別町地域公共交通計画策定に伴い、幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画に変更が生ずることから、表5、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要中、「地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度」欄に追記し、資料2のとおり、国土交通大臣に対して提出したもの。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	幕別町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	9,857
交通不便地域	1,427

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,427	幕別町忠類	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

令和6年4月に策定した幕別町地域公共交通計画の内容を追記するもの

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
幕別町地域公共交通計画	令和6年4月30日	令和6年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

議案第4号 令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者のコミュニティバス運賃後納及び休日運行の実施について

項目	内容
選挙名	第50回衆議院議員総選挙
運賃後納期間	公示日の翌日から投票日の前日まで
休日運行日	公示日の翌日から投票日の前日までのうちの運休日(11日間中、3日間が休日となる)のうち、10月20日(日)及び10月26(土)の2日間
運行路線名	幕別線、札内線(順周り)、札内線(逆周り)
運行便数	現在の運行と同様。
運行経路	現在の運行と同様。
運行時間	現在の運行と同様。
周知方法	町広報紙

【説明】

町選挙管理委員会から、第50回衆議院議員総選挙における投票率向上を目的として、期日前投票期間中のコミュニティバスについて次のとおり要請のあったもの。

- ・投票のためにコミュニティバスを利用した方の運賃を無償化
- ・コミュニティバスの休日運行

運賃については、行きは、降車時に入場券を乗務員に提示し、帰りは、投票所で発行した投票済証を運賃箱に投函することで利用者は無償とし、後日、町選挙管理委員会から利用者数に応じて運賃を後納する。

休日運行における路線やダイヤは、上記のとおり現行どおりの実施とする。

議案第5号 令和7年度幕別町地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統補助)に係る計画の変更について

資料3のとおり。

【説明】

上記議案第4号に伴い、休日運行を行うことから、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)に係る計画内の計画運行日数及び計画運行回数を変更し、資料3のとおり、国土交通大臣に対して提出するもの。

なお、投票日が確定する公示日(10月15日)以降、初回の休日運行日(10月20日)までの間に提出する。